

香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

### 香川県教育委員会規則第6号

香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

香川県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成12年香川県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(専決) 第4条 略</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 博物館の登録及び登録の取消し並びに博物館に相当する施設の指定及び指定の取消しをすること。</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p>2～4 略</p>	<p>(専決) 第4条 教育長は、第2条各号に掲げる事項のうち、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p><u>(9) 略</u></p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。